公益社団法人七尾市体育協会

慶弔給付規程

平成２６年６月２７日施行
平成２８年１２月８日改定
令和３年６月１５日改定

公益社団法人七尾市体育協会

慶弔給付規程

第１条　　本協会は、顧問、相談役、理事及び監事に対し慶弔給付を行う。

第２条　　給付の範囲および額については、別表に定めるところによる。

附則
この規程は、平成１１年６月１７日から施行する。
この規程は、平成２６年６月２７日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
この規程は、平成２８年１２月８日から施行、適用する。
この規程は、令和３年６月１５日から施行する。

別表

種　　別	顧問・相談役・理事・監事	給付額
死亡	本人	１０，０００円　＋　弔電　＋　生花
	配偶者、父母、子 同居する兄弟、姉妹、祖父母	５，０００円　＋　弔電
その他必要と認めるとき		会長が認める額